

深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し 尊重する社会の推進に関する条例

令和4年
3月23日施行

私たちの性のあり方は、性的指向や性自認をはじめ、様々な要素で構成されており、多様で人それぞれ異なります。
その中で、特に性的少数者（LGBTQなど）への理解はまだ十分に進んでおらず、多くの当事者が生きづらさを感じています。
そこで深谷市では、市民一人ひとりが、性的指向及び性自認の多様性（以下、性の多様性）への理解を深め、お互いに多様な生き方を認め合うことができるよう、社会全体で取り組んでいくため、条例を制定しました。

性的指向とは・・・どのような性を恋愛や性愛の対象とするのか・しないのか。
性自認とは・・・自らをどのような性として認識するのか・しないのか。

条例のポイント

目指す社会像（基本理念）

全ての市民が個人として尊重され、性的指向又は性自認による差別的な取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる。

禁止事項

- ▼カミングアウト（自分の性のあり方を打ち明けること）を強制してはいけません。また、カミングアウトを禁止してはいけません。
- ▼アウティング（本人の意に反して性のあり方を他人に伝えること）は重大な人権侵害となるため、してはいけません。

市民のみなさまへ（市民の役割）

市の広報やホームページを通して、性の多様性について理解を深めていただくとともに、市が実施する研修や啓発イベントへの参加にご協力をお願いいたします。

事業者のみなさまへ（事業者の役割）

性の多様性について理解を深めていただくとともに、職場環境や事業活動において性の多様性への配慮にご協力をお願いいたします。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 例 | ◇公正な採用選考 | ◇職場内での周知啓発、環境整備 |
| | ◇相談窓口の設置 | ◇パートナーシップ宣誓者に対する配慮 |

など

